



# 住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額申告書

年 月 日

(あて先)  
丹波篠山市長

納税義務者  
(家屋所有者) 住所

氏名  
(名称)

印

個人・法人番号 [ ]

電話番号 ( ) -

下記の家屋について丹波篠山市税条例附則第10条の2の第10項の規定により次のとおり申告します。

申告家屋	所在地			家屋番号	種類	構造	総床面積	適用床面積
	丹波篠山市						造 葺 階建	m <sup>2</sup>
	建築年月日(平成20年1月1日に存在していたもの)	登記年月日	改修完了日	改修に要した費用(補助金を除き50万円超)			50m <sup>2</sup> ~280m <sup>2</sup>	120m <sup>2</sup> まで
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	①総額 円	②補助金等 円	①-② 円		年度
申告家屋	所在地			家屋番号	種類	構造	総床面積	適用床面積
	丹波篠山市						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築年月日(平成20年1月1日に存在していたもの)	登記年月日	改修完了日	改修に要した費用(補助金を除き50万円超)			50m <sup>2</sup> ~280m <sup>2</sup>	120m <sup>2</sup> まで
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	①総額 円	②補助金等 円	①-② 円		年度
要件・添付書類	要件 (外気等と接するものの工事に限る)			添付書類				
	①窓の改修工事			・省エネ改修後の部位が現行の省エネ基準に新たに適合する旨の証明書(建築士等の証明)				
	②床の断熱改修工事			・省エネ改修に要した費用を証する書類(領収書等)				
	③天井の断熱改修工事			・補助金額のわかる書類(補助金等があった場合)				
	④壁の断熱改修工事			・理由書(省エネ改修完了後から三ヶ月を経過後に申告する場合)				
※①から④までの工事のうち①を含む工事を行うこと			・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定を受けて改修された住宅であることを証する書類					

※賃貸住宅は除く ※契約締結日がH30.3.31以前の場合、総床面積の上限無し(契約締結日の確認の為、契約書等を提示のこと)

No. ....